

随意契約理由書

一級河川 木津川 三軒家水門扉体振止装置緊急修繕工事

西大阪治水事務所が管轄する三軒家水門は、高潮・津波発生時に閉鎖し、府民の生命と財産を守る重要な役目を果たす防災施設であり、津波発生時には迅速かつ確実に閉鎖しなければならない施設であることから、いついかなる時も問題なく動作することが求められる。

本修繕工事は扉体振止装置の修繕を行うものである。現在、扉体振止装置で動作不良が発生しており、水門閉鎖のスムーズな動作が出来ない可能性があることから、早急な修繕を図る必要がある。また、この扉体振止装置は三軒家水門の構造にあわせて、独自に設計、製作されたものである。そのため早期復旧には、当該設備の詳細な設計資料を有し、かつその構造に熟知していることが必要条件である。

以上のことから、本業務を実施できるのは当該設備の設計、製作、据付を行ったカナデビア株式会社以外にないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約するものとし、上記理由から大阪府財務規則第 62 条関係第 2 項 10 号の規定により比較見積書の徴取を省略するものとする。